

環境厚生常任委員会

日 時 令和元年5月8日(水) 午後1時30分 ~
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 行政報告

【健康福祉部】

- (1) 令和元年度 敬老乗車券事業について
- (2) 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

【環境市民部】

- (1) 亀岡市新火葬場整備基本計画について

3 行政視察について

4 その他

令和元年度 敬老乗車券事業について

1 事業の目的

公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動手段の確保及び外出促進並びに市内の公共交通機関の利用促進と地域間格差の是正を目的として、高齢者及び運転免許証自主返納者を対象に回数券方式の敬老乗車券を販売する。

2 令和元年度敬老乗車券事業について

平成30年度の事業内容を基本とし、次の事項を追加して実施する。

- ・バス利用が困難な高齢者の移動手段及び外出促進を図り、より多くの高齢者に敬老乗車券を利用いただけるよう、利用できる交通機関にタクシーを加える。

3 対象者

① 70歳以上の高齢者（昭和25年3月31日以前に生まれた者）

※交付対象者数 20,133人 (H31.1.1現 平成30年度：19,337人)

② 70歳未満で運転免許証を自主返納した者

（いずれも亀岡市内に住所を有する者に限る。）

4 乗車券

○バスについては、亀岡市コミュニティバス、亀岡市ふるさとバスの全区間及び京阪京都交通バスの亀岡市内全区間を利用区間とし、区間、距離を問わず1乗車につき1枚で利用できる券とする。

○タクシーについては、京都タクシー株式会社の亀岡市内での利用について、1枚あたり250円の運賃として使用し、1乗車につき2枚まで利用可能とする。

○乗車券は、バス・タクシー共通の回数券とする。

・乗車券は、1冊あたり20枚綴りとし1冊2,500円で販売する。

・購入できる冊数は、一年度中、一人2冊とする。

・乗車券の使用期限は、令和3年（2021年）3月31日までとする。

5 実施日

令和元年6月3日（月）販売開始。

（市窓口で販売を開始し自治会販売については、18日（火）から実施する。）

6 事業委託業者

バス事業

京都市南区東九条南石田町5番地

京阪京都交通株式会社 代表取締役社長 阪本 和宏

タクシー事業

亀岡市余部町大塚24番地1

京都タクシー株式会社 代表取締役社長 川本 恵三

以上

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例について（専決）

【低所得者の第1号保険料軽減強化】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、消費税率引上げによる公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施をしている。

令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、第1段階をさらに軽減するとともに、第2段階、第3段階についても軽減する保険料軽減強化を実施する。

1 根拠法

介護保険法第129条

【概要】

市町村は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額を課する。

2 政令で定める基準

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

※介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年3月29日付けで公布され、平成31年4月1日から施行することとされた。

3 介護保険条例の改正時期について

※ 政令の改正に基づく改正となるため、政令公布日（平成31年3月29日）以降に条例改正することになる。

※ 介護保険料の賦課期日は、当該年度の初日（4月1日）であり（介護保険法第130条）、利益遡及であるため許容されると考えられるものの、4月1日より後になることは望ましくない。

※ 当初賦課の事務処理は6月に、普通徴収の第1期6月末納期に間に合うように行っている。

⇒6月議会に上程するのではなく、地方自治法第179条に基づく長の専決処分により条例改正を行うこととする。

4 軽減強化の内容

(1) 軽減幅

| 段階 | 対象者 | 軽減幅 |
|------|--|--------|
| 第1段階 | 生活保護を受給している人及び世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下の人 | 0.075※ |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円超120万円以下の人 | 0.125 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金 収入額が120万円超の人 | 0.025 |

※第1段階のみ平成27年4月から一部実施し、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減しているため、0.45からの軽減幅となっている。

(2) 保険料基準額に対する軽減前後の割合と差額

保険料基準額 月額…5,196円 年額…62,352円

| 段階 | 保険料基準額 に対する割合 | | 保険料 (月額) | | 保険料 (年額) | | 差額 ①-② |
|------|------------------|-------|--------------------|--------|----------------------|---------|-----------|
| | 軽減前 | 軽減後 | 軽減前 | 軽減後 | 軽減前① | 軽減後② | |
| 第1段階 | 0.50 (0.45) ※ | 0.375 | 2,598円 (2,338円) | 1,948円 | 31,176円 (28,056円) | 23,376円 | 7,800円 |
| 第2段階 | 0.675 | 0.550 | 3,507円 | 2,857円 | 42,084円 | 34,284円 | 7,800円 |
| 第3段階 | 0.750 | 0.725 | 3,897円 | 3,767円 | 46,764円 | 45,204円 | 1,560円 |

※平成27年4月から第1段階のみ()内の割合に保険料を軽減しており、軽減分については、国1/2、府1/4、市1/4の割合で負担している。

(3) 保険料の軽減見込額

| | 保険料差額① (年額) | 段階別人数② (H31.1.4現在) ※ | 軽減見込額 ①×② |
|------|----------------|-------------------------|--------------|
| 第1段階 | 7,800円 | 4,524人 | 35,287,200円 |
| 第2段階 | 7,800円 | 2,111人 | 16,465,800円 |
| 第3段階 | 1,560円 | 1,906人 | 2,973,360円 |
| 合計 | | 8,541人 | 54,726,360円 |

※平成30年12月14日付事務連絡「平成30年度介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数等調べについて」1.(1)②イ「所得段階別被保険者数」において報告した人数

(4) 財源

①根拠法令

介護保険法第124条の2

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第3条の2

【概要】

市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から低所得者の保険料軽減に要する費用を介護保険事業特別会計に繰り入れ（介護保険法第124条の2第1項）、国がその費用の1/2（同条第2項）、都道府県がその費用の1/4（同条第3項）を負担する。

②負担金所要見込額

| 軽減見込額 | 財 源 | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 国 (1/2) | 府 (1/4) | 市 (1/4) |
| 54,726,360 円 | 27,363,180 円 | 13,681,590 円 | 13,681,590 円 |

5 その他

今年度の保険料軽減強化については、10月以降の消費税率引上げによる財源の手当であることを反映し、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的にされている。完全実施時における軽減幅については、今年度に改めて政令改正が予定されており、これに合わせて再度条例改正を行う予定である。

【参考】

保険料基準額に対する割合

| | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
|--------|---------------|-------|-------|
| 平成30年度 | 0.5 (0.45) | 0.675 | 0.75 |
| 令和元年度 | 0.375 | 0.55 | 0.725 |
| 令和2年度 | 0.3 | 0.425 | 0.7 |

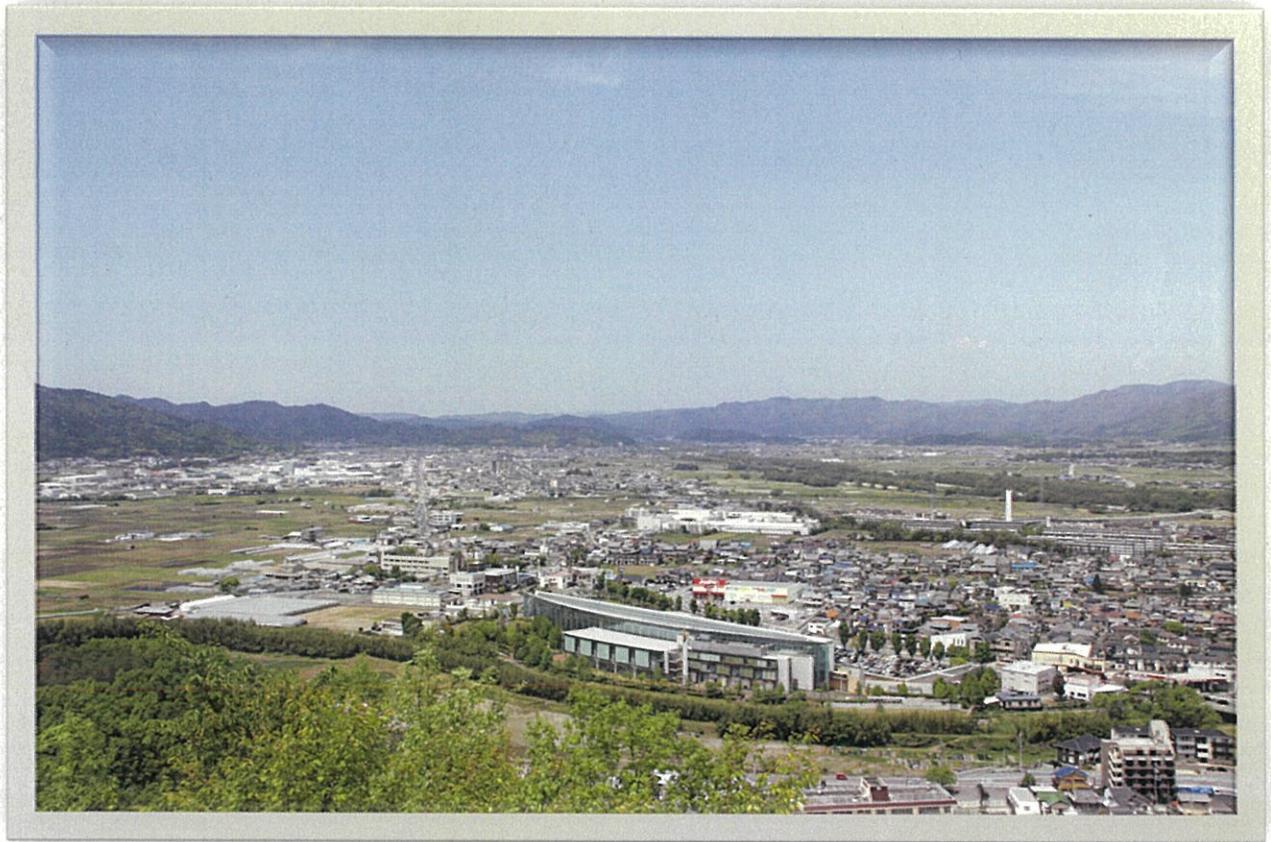
保険料（年額）

| | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
|--------|------------------------|----------|----------|
| 平成30年度 | 31,170 円 (28,050 円) | 42,080 円 | 46,760 円 |
| 令和元年度 | 23,370 円 | 34,280 円 | 45,200 円 |
| 令和2年度 | 18,690 円 | 26,490 円 | 43,640 円 |

令和元年5月8日提出

亀岡市新火葬場整備基本計画

【亀岡市議会 環境厚生常任委員会 説明資料】



平成31年3月

亀岡市

目 次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 第1章 | 基本計画策定の経緯 | 1 |
| 1 | 新火葬場整備の背景 | 1 |
| 2 | 亀岡市営火葬場の概要 | 1 |
| 第2章 | コンセプト | 2 |
| 1 | 基本コンセプト | 2 |
| 2 | 運営コンセプト | 2 |
| 3 | 設計コンセプト | 2 |
| (1) | 建物コンセプト | 2 |
| (2) | 外部空間コンセプト | 2 |
| 第3章 | 整備予定地の概要 | 3 |
| 1 | 整備予定地 | 3 |
| 2 | 余部町丸山の概要 | 3 |
| 3 | 余部町丸山の現状 | 4 |
| 第4章 | 土木・造成計画及び施設の配置計画 | 5 |
| 1 | 土木・造成計画 | 5 |
| (1) | 構内道路 | 5 |
| (2) | 調整池 | 5 |
| 2 | 施設の配置計画 | 5 |
| (1) | 建物配置計画 | 5 |
| (2) | 納骨堂の配置計画 | 5 |
| 3 | インフラ整備 | 5 |
| 第5章 | 建物の配置計画 | 6 |
| 第6章 | 火葬炉整備の検討 | 7 |
| 1 | 火葬炉数の検討 | 7 |
| 2 | 告別・収骨室一体化整備の検討 | 8 |
| 3 | 火葬業務運用の検討 | 9 |
| 4 | 火葬炉設備の比較 | 10 |
| 5 | 建物整備に必要な面積の検討 | 11 |
| 第7章 | 事業手法の検討 | 12 |
| 第8章 | 施設整備に係る経費 | 13 |
| 第9章 | 新火葬場整備及び運営管理スケジュール | 14 |
| 第10章 | 新火葬場整備事業計画のまとめ | 15 |
| ◆ | 整備計画 | 15 |
| ◆ | 整備計画図 | 16 |
| 第11章 | 亀岡市新火葬場整備構想のコンセプト及び留意事項 | 17 |

第1章 基本計画策定の経緯

1 新火葬場整備の背景

全国的に火葬需要が増加する中、亀岡市においても増加傾向にあり、平成30年度の火葬件数は約900件、人口動態では本市の死亡者数は近い将来1,000人を超えることが予測されている。更に現火葬場については、平成12年・13年の大規模改修から約20年が経過しており、施設の各所で経年劣化が目立ち、新たな火葬場整備が必要な状況にあり、平成29年度に新火葬場整備検討審議会で、「新火葬場整備構想」を取りまとめていただいたところである。

亀岡市として、その整備構想を踏まえつつ、亀岡市新火葬場整備基本計画を定めて、市民の終焉の場となる新火葬場整備の具体化を図ることとする。

2 亀岡市営火葬場の概要

- ・ 位 置 亀岡市下矢田町五反田34-1
- ・ 名 称 亀岡市営火葬場
- ・ 敷地面積 504.00㎡
- ・ 建物構造 鉄骨 一部2階建て
- ・ 施設内容 火葬炉3基、収骨室1室、待合室
- ・ 駐 車 場 普通自動車10台、マイクロバス2台



第2章 コンセプト

新火葬場整備基本計画に係るコンセプトは、基本構想のコンセプトを受け継ぎ、今後の具体化を図る内容とする。

1 基本コンセプト ～故郷の里山で故人を送る～

「故郷の里山で故人を送り、故人は里山に還る」をコンセプトに市民にとって身近な存在となる「葬送の場」を整備する。

2 運営コンセプト

多目的室は直葬でも簡素な葬儀や宗教にとらわれないお別れ式等、少人数による多様な“お別れ”に対応する。また、多目的スペースは、ギャラリーや図書コーナー等、市民が気軽に集える整備を検討する。

3 設計コンセプト

(1) 建物コンセプト

施設内を移動する際にも“自然が見せる表情”（光・風・緑・眺望等）を表現できる建築計画を工夫する。また、ひとに優しい施設整備のため、温かみのある自然素材を仕上げ材にすることを検討する。また、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインを導入する。

(2) 外部空間コンセプト

「亀岡」をイメージした庭園など、会葬者が心を癒せる空間づくりを検討する。

第3章 整備予定地の概要

1 整備予定地

新火葬場の整備予定地は、整備構想において審議会から答申を受けた余部町丸山で基本計画を策定することとする。

2 余部町丸山の概要

余部町丸山は、国道372号に面しており、市役所の北西約800m、そして京都縦貫自動車道亀岡ICから約800mの場所に位置し、交通の利便性に優れた場所である。南側は安行山麓に隣接し、丸山の頭頂部からは故郷の亀岡盆地を垣間見ることができる。全体の形状は小高い里山で、頭頂部は平坦部となっている。

位置図



3 余部町丸山の現状

○法的規制等

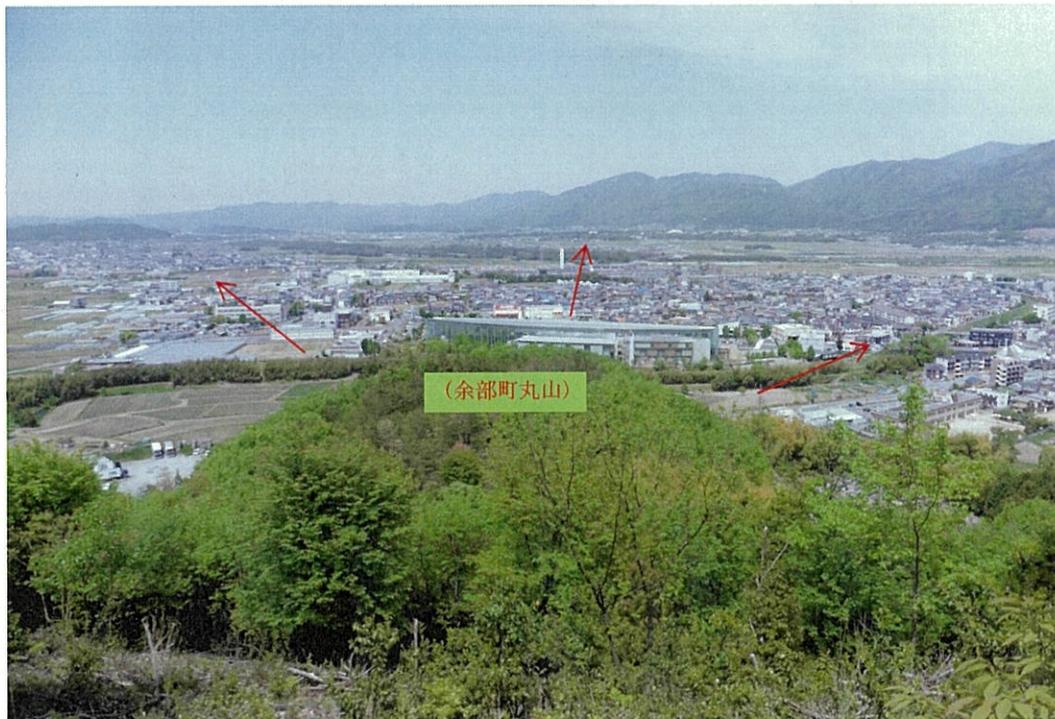
| | |
|--------|------------------|
| 区域区分 | 市街化調整区域内 |
| 建ぺい率 | 60% |
| 容積率 | 200% |
| 都市計画決定 | 1998年(平成10)に決定済み |



市役所から見た余部町丸山



国道9号から見た余部町丸山



平和台公園から余部町丸山と亀岡盆地を望む

第4章 土木・造成計画及び施設の配置計画

1 土木・造成計画

(1) 構内道路

建設予定地の頭頂部までの構内道路は、国道372号の交差点から南に向かって登り、敷地内を大きく曲線を描きながら高低差を解消することで頭頂部までの勾配を緩くして、利用者に配慮した動線とする。(道路縦断勾配は全線を12%以下、蛇行区間の曲線は $R=15\text{m}$ と最小曲線半径を採用)

(2) 調整池

雨水排水計画として、施設の入り口付近に調整池を設置する計画とする。雨水排水は、構内道路の側溝を経由して調整池に放流する計画とする。

2 施設の配置計画

(1) 建物配置計画

火葬場及び駐車場は、構内道路からアクセスし、頭頂部に建設する計画とする。

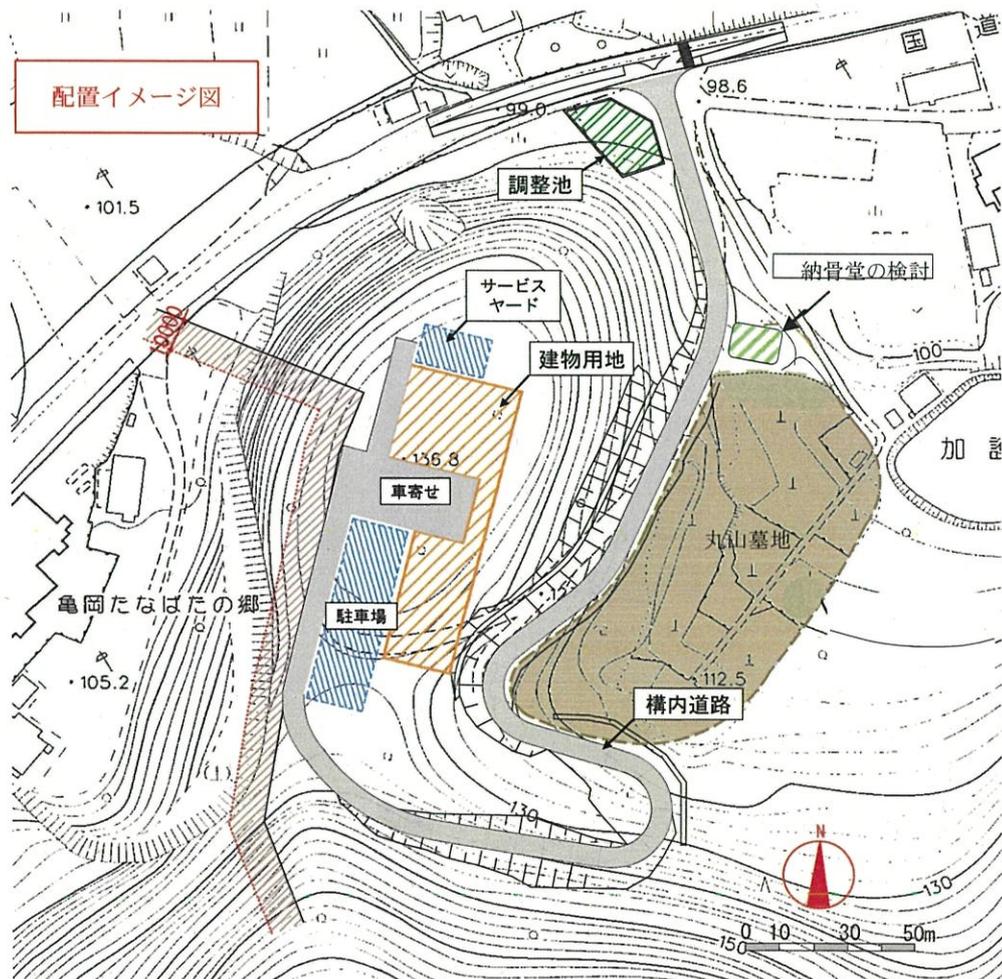
建物は、西側に指定されている土砂災害特別警戒区域から隔離して配置を計画する。また、駐車場は、利用者の利便性に配慮して建物に隣接し、配置する計画とする。

(2) 納骨堂の設置計画

引き取りがない故人のお骨の安置など、将来的な葬送観の違いを見据えて納骨堂の設置を計画する。

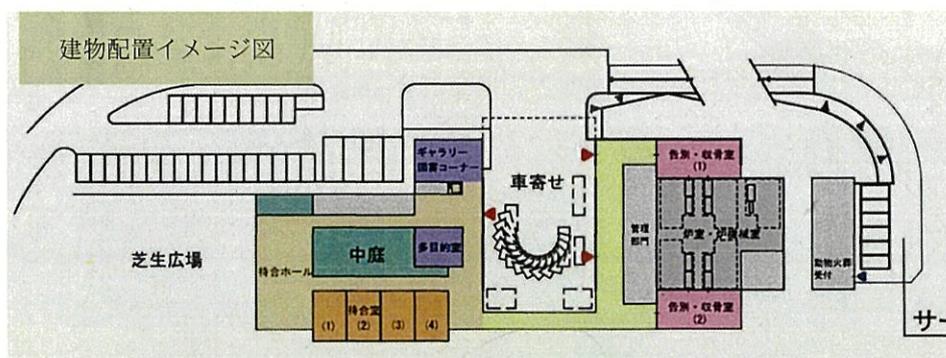
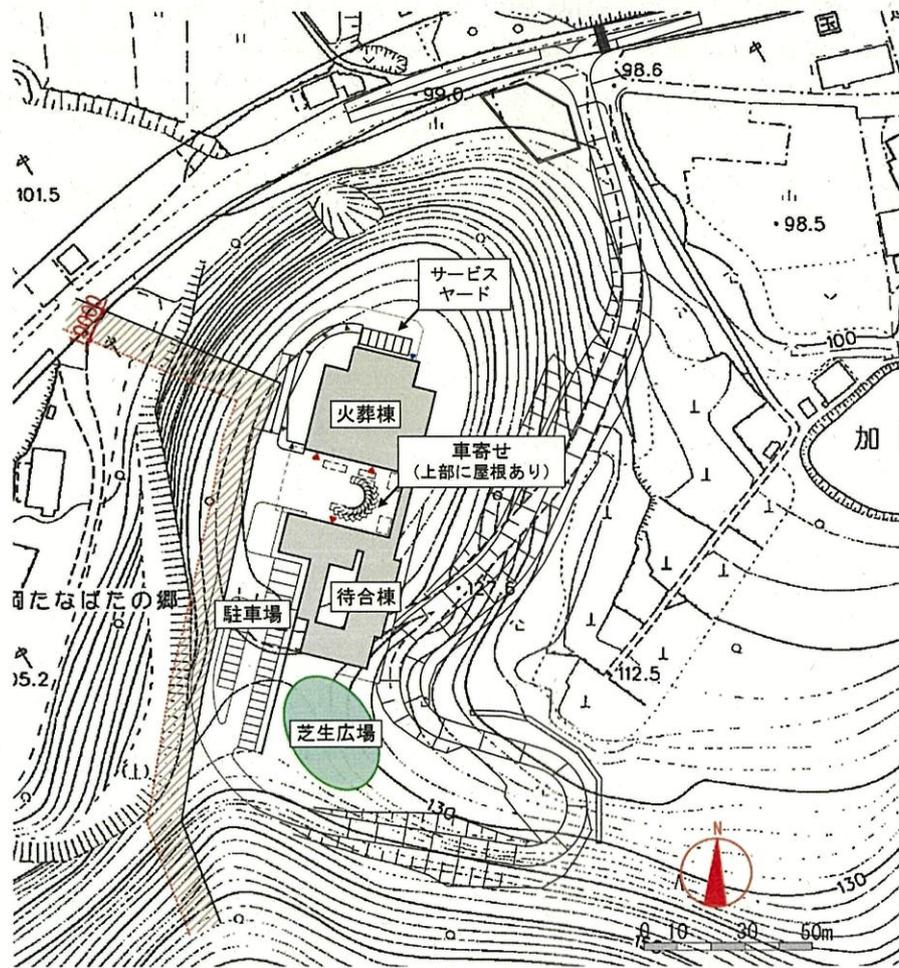
3 インフラ整備

水道・下水は、公共上下水道を引き込む計画とする。また、電気は近接の電柱から配電する計画とする。



第5章 建物の配置計画

建物は頭頂部に建築することとし、火葬棟・待合棟の配置を検討する。



○火葬棟・待合棟の配置は、立地を活かした亀岡盆地の眺望や市民が利用しやすい動線等に留意して、基本設計で再度詳細に検討を行う。

第6章 火葬炉設備の検討

1 火葬炉数の検討

新火葬場で必要となる火葬炉数について、下記のとおり算定を行う。

必要炉数の算定

| | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和27年 |
| 将来火葬件数 (A) | 909 | 1,009 | 1,101 | 1,191 | 1,248 | 1,189 |
| 年間稼働日数 (B) | 364 | | | | | |
| 火葬集中係数 (C) | 2.0 | | | | | |
| 回転数 (D) | 2.0 | | | | | |
| 日平均件数 (A÷B) | 2.5 | 2.8 | 3.0 | 3.3 | 3.4 | 3.3 |
| 想定日最多件数 (A÷B×C) | 5.0 | 5.5 | 6.0 | 6.5 | 6.9 | 6.5 |
| 将来の必要火葬炉数 (A÷B×C÷D) | 2.5 | 2.8 | 3.0 | 3.3 | 3.4 | 3.3 |

※最多予想件数

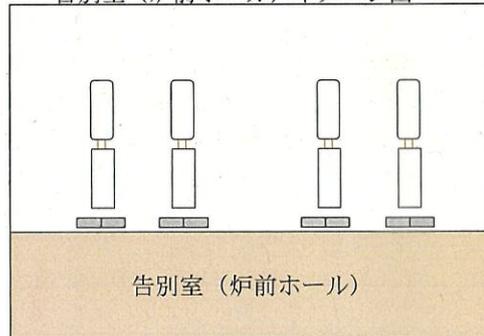
○検討の結果、将来火葬件数が最大となる2040年（令和22年）の件数を最大数値とすると、1日の最多件数は6.9件で、必要な火葬炉数は3.4基となることから、新火葬場の人体炉数は、4基で計画する。

○ペット飼養家庭の増加とともに市民ニーズを考慮して、動物炉1基を計画する。

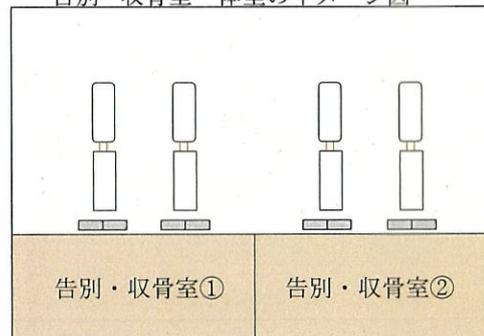
2 告別・収骨室一体化整備の検討

- ・告別室（炉前ホール）は、他の会葬者との錯綜を避け、故人との最後のお別れを密室で厳粛に行える場所として整備する。
- ・告別室と収骨室を一体化する整備を検討する。

告別室（炉前ホール）イメージ図



告別・収骨室一体型のイメージ図



○告別・収骨室を2部屋設けて、①と②を交互に使用することで、スムーズな火葬業務と会葬者同士の錯綜を避けることができる。また、告別室、収骨室の別途設置に係る整備スペース及びコストダウンにも繋がることから、告別・収骨室を2部屋設置の計画とする。

3 火葬業務運用の検討

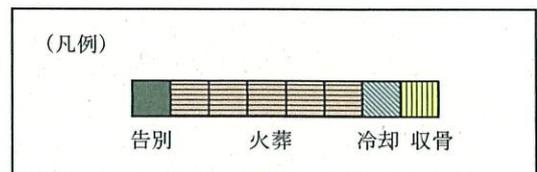
タイムテーブルで、1日あたりの火葬件数の運用を検討する。

【平常日】

| 告別・収骨室 | 時刻 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 1号炉 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 2号炉 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ |
| ② | 3号炉 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 4号炉 | | | | | | ■ | ■ | ■ |

【集中日】

| 告別・収骨室 | 時刻 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 1号炉 | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | ■ | |
| | 2号炉 | | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | ■ |
| ② | 3号炉 | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | ■ | |
| | 4号炉 | | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | ■ |



○平常日の火葬は、4件まで各炉1回の火葬が行える。また、集中日においては、1日の最大火葬件数は、炉4基×火葬2回=8件が可能となる。

○告別・収骨室を一体化することで、集中日(8件/日)でもスムーズな運営を行える。

4 火葬炉設備の比較

新火葬場及び現火葬場の火葬炉設備について、次のとおり比較する。

現火葬場の主な設備との比較

| 項目 | 新火葬場 | 現火葬場 |
|--------|-----------------|--------------|
| 火葬炉 | 人体炉4基、動物炉1基 | 人体炉3基 |
| 待合スペース | 待合ロビー1フロア、待合室4室 | 収骨時の待合室1室 |
| 告別室 | 告別・収骨室(一体化)2室 | 告別室(炉前ホール)1室 |
| 収骨室 | | 収骨室1室 |
| 霊安室 | 1室(保冷库2台) | — |
| 多目的室 | 1室 | — |

- 火葬炉は、増加する火葬需要と市民ニーズを考慮して、人体炉1基及び動物炉1基を増加する計画とする。
- 待合スペースは、会葬者の休憩或いは待ち合わせ場所として、ロビー及び待合室4室（火葬炉4基に対応する室数）を設置する計画とする。
- 告別及び収骨室は、会葬者の錯綜を避けることに加えてスムーズな火葬業務を行えるため、一体型として2室を設置する計画とする。
- 災害等による火葬の集中時等に備えた霊安室1室、及びフレキシブルな活用が可能な多目的室1室を設置する計画とする。

5 建物整備に必要な面積の検討

新火葬場の建物整備に必要な面積を検討する。

必要となる諸室及び整備面積

| | 室名 | 面積(m ²) | 備考 |
|------|------------------|---------------------|----------------------|
| 火葬部門 | エントランスホール | 225 | |
| | 告別・収骨室 | 180 | 90m ² ×2室 |
| | 残灰・飛灰処理室 | 30 | |
| | 霊安室 | 40 | |
| | 発電機・電気室 | 50 | |
| | 空調機械室・倉庫・便所・台車庫等 | 220 | |
| | 炉室・炉機械室 | 450 | |
| | 通路・階段等 | 95 | |
| | 小計 | 1,290 | |
| 管理部門 | 事務室 | 30 | |
| | 会議室 | 30 | |
| | 動物炉受付 | 10 | |
| | 制御・監視室監視室 | 30 | |
| | 休憩室・清掃員控室等 | 30 | |
| | 小計 | 130 | |
| 待合部門 | 待合ホール | 200 | |
| | 待合室 | 220 | 55m ² ×4室 |
| | 空調機械室・トイレ・湯沸室等 | 100 | |
| | 通路・階段等 | 280 | |
| | 小計 | 800 | |
| その他 | 多目的室 | 70 | |
| | 図書・ギャラリー | 90 | |
| | 小計 | 160 | |
| | 合計 | 2,380 | |

○検討の結果、新火葬場の建物整備に係る面積は、約 2,380 m²が必要となる。

○整備は、余部町丸山の頭頂部であり、今後、基本設計実施時に整合を図りながら整備を進めて行く。

第7章 事業手法の検討

火葬場等の公共施設の事業手法については、現火葬場のように資金調達から運営まで公設公営で行う従来手法のほか、民間のノウハウや資金を活用したDB（デザインビルド）やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式があり、それぞれの手法を比較検討する。

整備に係る事業手法

| 事業手法 | | 資金調達 | 事業分担 | | | 建物所有 | | 備考 | |
|----------------|-----|------|------|------|----|-------|-------|----|--------------|
| | | | 設計建設 | 維持管理 | 運営 | 事業期間中 | 事業終了後 | | |
| 従来手法 (公設公営) | | 公共 | 公共 | 公共 | 公共 | 公共 | 公共 | | |
| 民間 活用手法 | DB | DB | 公共 | 民間 | 公共 | 公共 | 公共 | 公共 | |
| | | DBO | 公共 | 民間 | 民間 | 民間 | 公共 | 公共 | |
| | PFI | BTO | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 公共 | 公共 | 本手法の活用を計画する。 |
| | | BOT | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 公共 | |
| | | BOO | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | |

事業手法の種別

| | | | | |
|------------|-----|-----|--|-------------------|
| 民間 活用手法 | DB | DB | 民間が公共施設等の設計・建設のみを一括して行う。施設の所有、維持管理運営及び資金調達は公共が行う方式。 | デザイン ビルド |
| | | DBO | 民間が公共施設等の設計・建設・維持管理運営を一括して行う。施設の所有、資金調達は公共が行う方式。 | デザイン ビルド オペレート |
| | PFI | BTO | 民間が公共施設等を整備した後、施設の所有権を公共に移したうえで、民間が施設の維持管理運営を行う方式。 | ビルド トランスファー オペレート |
| | | BOT | 民間が公共施設等を整備し、事業期間中にわたり施設を維持管理運営した後、公共にその施設の所有権を移転する方式。 | ビルド オペレート トランスファー |
| | | BOO | 民間が公共施設等を整備して維持管理運営する方式で、公共への譲渡を伴わない方式。 | ビルド オウン オペレート |

- 事業手法は、資金調達～設計建設及び管理運営まで、すべて公共で行う従来手法を行わず、民間活用手法の、DBまたはPFI手法の活用を目指す。
- DBOは、設計・建設、維持管理、運営を民間で行うが、資金調達は公共が行う。
- PFIは、資金調達から設計・建設、維持管理、運営を民間で行い、更には、事業費の平準化を図ることが可能な手法であり、亀岡市としてこの手法による整備を目指していく。

第8章 施設整備に係る経費

第4章から第7章までの内容に係る概算整備費用は次のとおりとなる。

概算工事費

(単位：千円)

| 項目 | 内容 | 金額 | 備考 |
|-------|---------|-----------|---------|
| 施設整備費 | 基本・実施設計 | 144,484 | |
| | 工事費 | 2,304,700 | |
| | 計 | 2,449,184 | |
| 運営管理費 | (20年間) | 1,436,400 | |
| | 合計 | 3,885,584 | (約39億円) |

○施設整備費については、同等規模（火葬炉4～6基）の他市火葬場のアンケート調査を参考に積算を行った。

○運営管理費については、民間委託業者のアンケート調査を参考に積算を行った。

第9章 新火葬場整備及び運営管理スケジュール

新火葬場整備スケジュール

| 2020年度 令和2年度 | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基本設計 | 民間事業者 の選定 | 実施設計 | 建設工事 | 建設工事 |
| 公共 | | 民間事業者 | | |

運営管理スケジュール

| 2025年度 令和7年度 | | 2044年度 令和26年度 |
|-----------------|---------|------------------|
| 運営管理 | ←—————→ | 運営管理 |
| 民間事業者 | | |

- 今後のスケジュールとして、2020年は基本設計の実施により、詳細な整備内容を定めていく。
- 2021年は、PFI事業の活用を目標として、民間事業者の選定作業を実施する。
- 2022年から2024年は、PFI事業として民間事業者で、実施設計及び建設工事により、新火葬場の竣工を目指す。
- 2025年から2044年は、PFI事業者により、新火葬場の適切な運営を図っていく。

第10章 新火葬場整備事業計画のまとめ

新火葬場整備に係る整備計画及び整備計画図は次のとおりとする。

◆整備計画

| 種別 | 項目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|--------|----------------|----------|
| 土木 | 道路 | 構内道路 | |
| | 調整池 | 入り口付近に整備 | |
| | 納骨堂 | 敷地内に設置 | |
| 火葬棟 | 火葬炉設備 | 火葬炉人体炉 4基 | |
| | | 動物炉 1基 | |
| | | 告別・収骨室 2室 | |
| | | 霊安室 1室(保冷库 2台) | |
| 待合棟 | 待合スペース | ロビー 1フロア | |
| | | 待合室 4室 | |
| | | 多目的室 | 図書、ギャラリー |
| 外構 | 駐車場 | マイクロ 4台、普通車37台 | |
| | 緑地 | 芝生広場 | |

○余部町丸山を整備場所として策定した、新火葬場整備基本計画の内容については、今後、現地測量・地質調査を行った上で、基本設計において再度詳細に検討を行う。

第11章 亀岡市新火葬場整備構想のコンセプト及び留意事項

亀岡市新火葬場整備構想 ～亀岡の人と自然が見送る安らぎの場～ におけるコンセプト、整備内容及び留意事項を次のとおり記す。

1 基本コンセプト

新火葬場の整備は、整備場所の景観に合わせた内容とし、故郷の山並み、霧、田園、保津川など亀岡の自然をイメージした、心静かに故人を送り、送られることができる施設整備を基本コンセプトとする。

2 設計のコンセプト

自然と調和が図られ、和らぎと温かみを感じる外観・空間を創造するとともに、派手さや豪快さを控え、心静かに故人のことを思えるシンプルな空間を創造する。

3 外部空間のコンセプト

周辺エリアの土地利用（公園・墓地等）も含め、いろいろな人が集える、自由度の高い空間や故人が送ってもらいたいと思えるような空間を創造する。「亀岡」をイメージした庭園などの心を癒す空間、またそれらをつなぐ回廊（動線）づくりを検討する。

4 運営のコンセプト

「遺族」や「故人」という送る側、送られる側という考え方をはじめ、多様な立場を理解し、それぞれの葬送観を受けとめる施設整備が求められる。そのためにも、将来的な葬送観の変化に対応できるフレキシブルなフリースペースや故人の生きた軌跡を感じ、故人に思いを伝えることができる、また、故人が自らの葬送観を表現する空間の配慮を考慮し、遺族が心を癒せる、あたたかく落ち着いた空間を創造する。

○新たに整備する設備内容

| 項目 | 内 容 | 事業計画 |
|-----------------------------|--|------------------------|
| 火葬炉 | 現火葬場は平成28年度火葬件数838件に対して3基(最高6体/1日)で運用しているが、平成47年のピーク時(死亡者数1,147人)を見込み、人体炉として4基、そして胞衣炉及び予備炉1基の整備を検討する。 | 人体炉4基 |
| 動物炉 (ア) | ペット飼養家庭の増加及び市民ニーズを考慮して、動物炉1基を設置する。ただし、人の火葬との境界線をはっきりしておく必要がある。 | 動物炉1基 |
| 告別室 (イ) 炉前ホール | 告別室は、他の会葬者との錯綜を避け、故人と会葬者が最後のお別れを密室で厳粛に告別が行える場所として整備し、火葬炉数に整合した室数を確保する。告別室から炉前ホール、そして火葬炉へ送る動線など、整備スペース及び事業費の削減を検討する。 | 2室整備 |
| 霊安室 (ウ) | 火葬の集中時で火葬スケジュールが輻輳している時等、棺を一時的に安置・保管する場所として霊安室を整備する。必要時のみ使用する冷蔵庫方式が望ましい。 | 1室整備 |
| 待 合 ロ ビ ー (エ)多目的スペース (オ) | 会葬者の休憩場所、待ち合わせ場所として利用できる待合ロビーを整備する。 多目的スペースは、社会情勢や市民ニーズを勘案して整備を検討する。 ・増加傾向にある直送等の小規模な葬送に対応可能な多目的スペースの整備を検討する。 ・必要に応じて、フレキシブルな空間として活用が可能なスペースとし、格調や尊厳を保ちながら、パーテーションなどの設置を検討する。 | 待合ロビー1 フロア 待合室4室 |
| 収骨室 | 収骨室を複数(2室以上)整備し、増加する火葬需要に対応する。また、告別室と収骨室を一体化する整備手法を検討する。 | (告別、収骨室として整備) |

○外構・庭園等の整備

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---------------|---|-------------|
| 構内の通路 | 建物内の通路は、「会葬者動線」と「管理者動線」を可能な限り視覚的に分離し、火葬場としての整然とした空間を創り出す。 | 詳細は、基本設計で検討 |
| 駐車場 | 駐車場は、歩行者の安全確保やバリアフリーに配慮するほか、車椅子利用者用駐車場の配置場所、マイクロバス等大型車両用駐車場の整備を検討する。 | |
| 環境緑地・公園等との繋がり | 火葬場の環境緑地は、非日常行為である葬送行為に対する、周辺からの結界を果たすとともに、周辺環境との調和・公園等との繋がりなど、立地状況に合わせた新たなランドスケープの創出に繋がる。 | |
| 庭園等 | 庭園等の計画は建物デザインや環境緑地と関わりがあり、計画段階から景観との調和等に留意する。特に建物まわりの植栽は、四季を通じて楽しめる花木がバランスよく配置されることにより、年間を通して会葬者にやすらぎと憩いを与える効果が期待できる。 | |
| 供養塔・納骨堂 | 供養塔等は、遺族の目に触れても尊厳を損なわないモニュメント（供養塔等）として設置を検討する。 納骨堂は、引き取りがない故人のお骨を安置する施設として、将来的な葬送観の違いを見据えて、設置を検討する。 | |

○施設整備の留意・配慮事項

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-------------------|---|-------------|
| 建物デザイン | 建物デザインについては、14～17 ページのコンセプトを満たしながらも、フレキシビリティを活かした内部空間デザインなど、全体がうまく調和してコーディネートされるように、基本計画・設計に引き継いでいく必要がある。 | 詳細は、基本設計で検討 |
| バリアフリー、ユニバーサルデザイン | 老人、幼児、身障者を含むすべての会葬者に配慮して、火葬場施設全般にバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を検討する。 | |
| 動線計画 | 会葬者が、円滑な葬送の流れを感じることができるよう、一体的でわかりやすい動線計画を検討する。 | |
| サインデザイン | 会葬者が利用しやすい施設とするため、告別、火葬、収骨、待合・休憩・トイレの各所のサインデザイン及び施設案内サインを検討する。 | |
| 車寄せ | 火葬場への移動手段（霊柩車、乗用車、マイクロ・大型バス）を考慮し、車寄せの底の高さ、長さを検討する。 | |

○外構・庭園等の整備及び施設整備の留意・配慮事項の内容については、亀岡市新火葬場整備構想～亀岡の人と自然が見送る安らぎの場～に込められた思いを、可能なかぎり反映させるために次の基本設計に引き継ぎ、新火葬場整備を推進していく。